

2025年12月19日

各 位

証券会員制法人 札幌証券取引所

パブリック・コメントの実施について

本所は、下記の要領で、パブリック・コメントの募集（規制の設定又は改廃についてのご意見募集）を実施することいたしましたのでお知らせします。

記

1. パブリック・コメントの内容

- ・特定取引所金融商品市場（株式）の開設に伴う関連諸制度の整備について

2. 意見提出方法等

(1) 募集期間：2025年12月19日（金）～2026年1月18日（日）

(2) 提出方法：郵送、ファクシミリ、E-mail

(3) 提出先

① 郵送の場合…〒060-0061 札幌市中央区南1条西5丁目14-1

証券会員制法人 札幌証券取引所 新事業推進部

② ファクシミリの場合…FAX : 011-251-0840

③ E-mail の場合…本所ホームページ（URL…<https://www.sse.or.jp/archives/publiccomment>）

上の入力フォームから提出して下さい。

3. 公表資料の入手方法

本所ホームページ及び本所窓口での配布

4. 意見等処理方法

提出期限の翌日以降、本所ホームページに掲載いたします。

以 上

【お問合せ先】

証券会員制法人 札幌証券取引所

新事業推進部

TEL 011-241-6175

特定取引所金融商品市場（株式）の開設に伴う関連諸制度の整備について

2025年12月19日
証券会員制法人札幌証券取引所

I. 趣旨

証券会員制法人札幌証券取引所は、成長意欲のあるスタートアップ等の未上場企業に対する新たな市場の選択肢として、特定取引所金融商品市場（以下、「プロ投資家向け株式市場」といいます。）を開設いたします。

新設するプロ投資家向け株式市場の名称は、Sapporo PRO Frontier Market（以下「SPFM」といいます。）とし、本則市場やアンビシャスなどの一般市場への上場を目指す成長意欲の高い企業に対し、市場関係者等からの支援を受けながら、成長を加速させることを可能ならしめる市場、と位置付けます。

SPFMへの上場やその他の関連規則については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特定上場特例」といいます。）」及び「特定取引所金融商品市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「特定業務特例」といいます。）」等において定めるものとします。

II. 概要

項目	内容	備考
1. S-Adviser制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規上場申請者及び上場会社が上場制度で定める義務を果たすための助言及び指導を行う者としてS-Adviserを指定するものとします。 ・ 上記S-Adviserとは、株式会社東京証券取引所が開設するTOKYO PRO MarketにおけるJ-Adviserと同様の制度となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本所は、SPFMの創設の意義、コンセプト、発展の方向性について十分な理解を有し、SPFMの運営を支える意欲と能力のある会社をS-Adviserとして指定するものとします。
(1) S-Adviserの主な義務		
a 新規上場申請時の義務	<ul style="list-style-type: none"> ・ S-Adviserは、担当する新規上場申請をしようとする者が、上場適格性の要件を満たしているか、新規上場時に当該企業が果たすべき義務を履行できるかについて調査及び確認を行い、本所所定の「上場適格性に係る宣誓書」及び「上場適格性に係る宣誓書の作成にあたって留意すべき項目」を本所に提出しなければなりません。 ・ S-Adviserは、担当する新規上場申請者に対し、新規上場申請者の義務の履行について助言するとともに、新規上場に関する事務を申請者に代わって行うものとします。 	

項目	内容	備考
b 上場後の義務	<ul style="list-style-type: none"> ・ S-Adviserは、担当する上場会社（以下「担当上場会社」といいます。）が上場後の義務を適切に履行しているかの調査及び確認を行うものとします。 ・ S-Adviserは、担当上場会社が上場後の義務を履行するよう適切な助言及び指導を行うものとし、担当上場会社が助言及び指導に従わない場合には、直ちに本所に報告するとともに、担当上場会社との契約の解約について検討するものとします。 ・ S-Adviserは、担当上場会社が上場後の義務を履行するために必要な事務を行うものとします。 ・ 担当上場会社が発行する上場株券等の本所の市場における円滑な流通の確保のため、S-Adviserは、自らが流動性プロバイダーとなる又は担当上場会社が流動性プロバイダーを確保できるよう努めるものとします。担当上場会社が流動性プロバイダーを確保した場合には、S-Adviserは、当該流動性プロバイダーの業務が遂行されるよう支援するものとします。 ・ S-Adviserは、担当上場会社に係るアナリスト・レポートが広く発行されるよう努めるものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な事務とは、担当上場会社が作成した開示資料の確認及びTDnetへの登録、本所との調整を行うことなどをいいます。 ・ 流動性プロバイダーとは、上場会社の発行する株券等の売買を円滑にするために売付け及び買付けの気配値の表示等を行う本所の会員をいいます。
c その他の義務 (a) 照会事項等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ S-Adviserは、本所との連絡を行う上で適切な事務所1か所を連絡事務所として本所に届け出るものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本所が行う照会に対する報告その他本所との間の連絡に関する事項を担当する連絡担当者を1名選任し、本所に届け出るものとします。

項目	内容	備考
(b) 業務に関する記録の作成・保管	<ul style="list-style-type: none"> ・ S-Adviserは、S-Adviserの業務の実施状況及び実施体制に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとします。 ・ S-Adviserは、S-Adviserとして実施した担当会社との主な討議の内容、担当会社に対して行った助言及び指導の内容等を含む適切な記録を作成し、当該討議、助言及び指導等を実施した日から5年間保管するものとします。 	
(c) 事前の通知	<ul style="list-style-type: none"> ・ S-Adviserは、以下の事項の決定又は事実の発生が見込まれる場合には、あらかじめ本所に通知するものとします。 <ul style="list-style-type: none"> ① S-Adviserの支配関係又は組織に重大な変更をもたらす合併、分割、事業譲渡、事業の譲受け、株式交換、株式移転等 ② 重要な役員の変更又は組織の大幅な変更 ③ 事業の全部又は重要な一部の停止又は廃止 ④ 債務超過又はそれに準ずる状態に至るなどの財務状況の著しい悪化 ⑤ その他本所があらかじめ事前の通知を要請した事項 	

項目	内容	備考
(d) 業務内容等の報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本所は、①から⑤に掲げる事項又は事実が本所における市場の適正な運営及び評価等に鑑みて適当でないと認められるときは、S-Adviser資格の取消しやその他の措置を講じができるものとします。 ・ S-Adviserは、担当会社との間で締結している契約に基づき当該契約の解約に係る事前催告が行われた場合及び当該契約が解約された場合には、直ちに本所に通知するものとします。 ・ S-Adviserは、事業年度終了後直ちに、当該事業年度におけるS-Adviserとしての業務内容を、本所に報告するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「業務内容の報告」には、担当会社への成長支援の進捗状況や今後の課題に関するものを含めるものとします。
(2) S-Adviser資格		
a 資格の取得の申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ S-Adviser資格を取得しようとする者（以下「S-Adviser資格取得申請者」といいます）は、本所に当該S-Adviser資格の取得の申請を行うものとします。 ・ S-Adviser資格の取得の申請を行う場合には、本所所定の「S-Adviser資格取得申請書」及びその他本所が定める書類を本所に提出するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本所が定める書類とは、以下に掲げる書類とします。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 定款 (イ) 事業報告書又はそれに準ずるもの及びそれらに添付される計算書類に係る会計監査人の監査報告書 (ウ) その他必要と認める書類

項目	内容	備考
b 資格の取得審査	<ul style="list-style-type: none"> ・ S-Adviserに関する本所の承認基準は以下のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none"> ① S-Adviser資格の取得の申請日から遡って2年間において、コーポレート・ファイナンス助言業務に関する十分な経験があること ② S-QS（後述）が3名以上いること ③ 経営の体制が適切であること ④ 財務の状況が健全であること ⑤ 本所とともにプリンシブルベースの考え方に基づき本所の市場を運営するパートナーとしての意欲と能力を有していること ⑥ 日本の資本市場での経験及び知見を有していること ⑦ 業務を公正かつ効率的に遂行できる体制を有する法人であること ⑧ 担当会社に対してS-Adviserとして契約を履行できる適切な体制を有していること ⑨ 自社が業務を行う法域において、監督当局が存在する場合は、当該監督当局による監督に適切に服していること ⑩ 本所の市場の評価等を毀損するおそれがないこと ⑪ 反社会的勢力との関係を有しないこと ⑫ その他本所が必要と認める要件を満たしていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本所は以下の場合、①を満たしていると判断できるものとします。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 新設合併、株式移転、新設分割によって設立された会社であり、当該会社と新設合併、株式移転、新設分割を行う前の会社において通算して2年間のコーポレート・ファイナンス助言業務に関する事業実績を有する場合 (イ) 吸収合併、吸収分割、事業譲受けその他の方法により、通算して2年間のコーポレート・ファイナンス助言業務に関する事業実績を有する事業部門等を承継する場合 (ウ) 人的構成に照らして(ア)又は(イ)と同等の事業実績を有すると本所が認める場合 (エ) その他本所が適当と認める場合 ・ コーポレート・ファイナンス助言業務とは、資本市場における資金調達（新規上場、追加上場、M&Aを含みます）の助言若しくは審査業務、又は公開支援業務をいいます。

項目	内容	備考
c 承認後の手続き	<ul style="list-style-type: none"> S-Adviser 資格取得申請者は b の承認を受けた場合には、本所所定の「S-Adviser 契約書」を本所に提出するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 本所は b の承認を行った場合には、S-Adviser 資格取得申請者に S-Adviser 資格の取得を通知するとともに、その旨を公表するものとします。
d 適格性の継続維持義務	<ul style="list-style-type: none"> S-Adviser は資格取得後においても b に掲げる基準を継続的に満たすものとします。 本所は、S-Adviser が b に掲げる基準を満たしていないと認めた場合、資格の取消しその他の措置を講じることができるものとします。 S-Adviser は、適格性の継続維持義務を履行するために、常時十分な S-QS その他の人員を確保するものとします。 	
(3) S-QS (Qualified Specialist) の認定手続等	<ul style="list-style-type: none"> 本所は、b に掲げる基準を満たす者を、S-QS として認定します。 	<ul style="list-style-type: none"> S-QS とは、S-Adviser としての業務を行うために十分な経験と高い知見を有する者として本所が認定する者をいいます。 S-QS は個人に対して付与される資格ではなく、担当会社に対する S-Adviser としての義務を履行する責任者として S-Adviser が常勤の役職員から個々に指名し、適格性を有する者について本所がその認定を行うものです。

項目	内容	備考
a 認定の申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ S-Adviser 又は S-Adviser 資格取得申請者は、その役職員について S-QS の認定を受けようとする場合、本所に当該認定の申請を行うものとします。 ・ 申請を行う場合には、本所所定の「S-QS 認定申請書」を本所に提出するものとします。 ・ 本所は、申請書の内容について確認する必要があると判断した場合には、S-QS の認定を受けようとする者と面談することができるものとします。 	
b 適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・ S-QS に関する認定基準は以下のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none"> ① S-Adviser 又は S-Adviser 資格取得申請者の常勤の役職員であること ② S-QS の認定の申請日から遡って 5 年間において、コーポレート・ファイナンス助言業務に関する経験を通算して 3 年以上有している者であること ③ 新規上場に係る業務及び上場会社の上場後の義務の履行に係る業務全体に十分な理解がある者であること ④ 日本の資本市場での経験及び知見を有している者であること ⑤ S-QS として関与する業務を通じて本所の市場の発展に貢献できる者と認められる者であること ⑥ S-Adviser として関与する業務について、これを統括する立場にある者であること 	

項目	内容	備考
c 適格性の継続	<p>⑦ 自社が業務を行う法域において、監督当局が存在する場合は、当該監督当局による監督に適切に服していること</p> <p>⑧ 本所の市場の評価等を毀損するおそれのない者であること</p> <p>⑨ 反社会的勢力との関係を有しない者であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ S-Adviserは、自社に所属するS-QSをして、bに掲げる事項を継続的に満たせしめなければならないものとします。 ・ 本所は、S-QSがbに掲げる事項を満たしていないと認めた場合は、S-QSの認定を取り消すことができるものとします。 	
(4) 担当会社からの独立性の維持義務	<ul style="list-style-type: none"> ・ S-Adviserは、担当会社からの独立性を維持するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立性の維持については、S-Adviserの役職員が担当会社の役職員を兼務していないことなどを要件とします。
(5) S-Adviserに対する調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本所は、金融商品取引所等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第54号）第7条の3に定める措置を踏まえ、本所の市場の運営上必要があると認める場合は、S-Adviserに対し、当該S-Adviserの業務若しくは財産に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求し、又は当該S-Adviserの業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を実地調査することができるものとします。 	

項目	内容	備考				
	<ul style="list-style-type: none"> S-Adviserは、本所から報告又は資料の提出の請求を受けたときは、直ちにこれに応じなければならぬものとします。 					
(6) S-Adviserに関する料金	<ul style="list-style-type: none"> S-Adviserは、以下の費用を本所に支払うものとします。 <table border="1"> <tr> <td>新規登録料</td><td>80万円 本所会員の場合は60万円</td></tr> <tr> <td>年間登録料</td><td>担当上場会社数×18万円 担当上場会社がない場合は12万円</td></tr> </table> <p>※消費税抜き</p>	新規登録料	80万円 本所会員の場合は60万円	年間登録料	担当上場会社数×18万円 担当上場会社がない場合は12万円	
新規登録料	80万円 本所会員の場合は60万円					
年間登録料	担当上場会社数×18万円 担当上場会社がない場合は12万円					
2. 株券等の上場制度 (1) 対象有価証券 (2) S-Adviser制度の採用	<ul style="list-style-type: none"> 対象有価証券は株券等とします。 SFMでは、新規上場申請者の新規上場時における上場適格性の調査及び確認や、上場会社の上場後における適時開示等の助言を行う者として、S-Adviser制度を採用します。 	<ul style="list-style-type: none"> 株券等とは、内国株券、内国法人の発行する新株予約権証券をいいます。 				

項目	内容	備考
(3) 資料等に使用する言語	<ul style="list-style-type: none"> 上場会社及び新規上場申請者が、開示する資料を作成する場合は、日本語又は、日本語・英語の双方の併記とします。 	
(4) 新規上場 a S-A d v i s e rとの契約 b 上場適格性要件	<ul style="list-style-type: none"> 新規上場申請者は、自社を担当するS-A d v i s e r（以下「担当S-A d v i s e r」といいます。）を確保し、担当S-A d v i s e rとの間で本所が定める事項を含む契約を締結するものとします。 新規上場申請者は、次の5つ全てを満たすものとします。 <ul style="list-style-type: none"> ① 本所の市場の評価を害さず、本所に上場するに相応しい会社であること ② 事業を公正かつ忠実に遂行していること ③ コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が、企業の規模や成熟度等に応じて整備され、適切に機能していること ④ 企業内容、リスク情報等の開示を適切に行い、特定上場特例に基づく開示義務を履行できる態勢を整備していること ⑤ 反社会的勢力との関係を有しないこと ⑥ その他公益又は投資者保護の観点から本所が必要と認める事項 	<ul style="list-style-type: none"> 当該契約は、解約に係るS-A d v i s e r及び担当会社の事前催告義務（原則として、解約の1か月以上前）等、本所が定める事項を最低限含むものとします。 S P F Mにおいては株主数、流通株式数、上場時価総額、事業継続年数、純資産の額、利益の額等に係る要件は定めないものとします。また、事業の成長可能性についての要件も定めないものとします。

項目	内容	備考
c 上場申請の手続き		
(a) 上場申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本所への上場は、新規上場申請者の申請に基づき行うものとします。 ・ 新規上場申請者は、上場の承認を希望する日の少なくとも 10 営業日前までに、本所所定の「有価証券新規上場申請書」を本所に提出するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規上場申請は、担当 S-A d v i s e r を通じて行うものとします。
(b) 申請書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規上場申請者は、「有価証券新規上場申請書」の他、次の書類を本所に提出するものとします。 <ul style="list-style-type: none"> ① 特定証券情報 ② 新規上場申請に係る宣誓書 ③ コーポレート・ガバナンスに関する報告書 ④ 新規上場申請者の定款 ⑤ その他本所が認める書類等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定証券情報の内容、様式及び公表の方法は、本所が定めることとします。 ・ ファイナンスの有無、有価証券報告書提出会社か否かに応じて、特定証券情報に代えて本所が定める書類を提出する必要があります。
(c) 上場申請の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本所及び新規上場申請者は、上記 (b) に掲げる書類を新規上場申請日に公表するものとします。 	
(d) 上場適格性に係る宣誓書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当 S-A d v i s e r は、新規上場申請者が提出する申請書類と併せ、本所所定の「上場適格性に係る宣誓書」を本所に提出するものとします。 	
d 上場承認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本所は、新規上場申請者について上記 b に掲げる上場適格性要件を満たすことが確認された場合には、申請に係る株券等の上場を承認するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本所は、上場承認後速やかに、承認を行った旨を公表するものとします。

項目	内容	備考
e 上場契約	<ul style="list-style-type: none"> 本所が上場を承認した場合、新規上場申請者は本所所定の「上場契約書」を本所に提出するものとします。 	
(5) 上場後の義務		
a 上場適格性の維持義務	<ul style="list-style-type: none"> 上場会社は上記の（4）bに掲げる上場適格性要件を上場後も継続的に満たすものとします。 	
b 会社情報の開示義務		
(a) 会社情報の開示	<ul style="list-style-type: none"> 上場会社は、投資者の投資判断に重大な影響を及ぼし得る事項について、直ちにその内容を開示するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 適時開示が必要な事項は、原則本所本則市場及びアンビシャス市場（以下「本所既存市場」といいます。）と同様とします。
(b) 決算情報の開示	<ul style="list-style-type: none"> 上場会社は、年次決算又は中間決算の内容が定まった場合、事業年度及び中間会計期間又は連結会計期間及び中間連結会計期間の終了後直ちにその内容を開示するものとします。 	
(c) 発行者情報の開示	<ul style="list-style-type: none"> 上場会社は、事業年度及び中間会計期間又は連結会計期間若しくは中間連結会計期間の終了後3か月以内に、発行者情報を作成し、公表するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 発行者情報は、特定投資家向け売付け勧誘等を行った者が、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）上、年1回以上公表を求められるものです。 有価証券報告書の提出義務のある会社は除きます。

項目	内容	備考
(d) 上場後の特定証券情報の公表	<ul style="list-style-type: none"> 上場会社は、上場株券等に関し、特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施する場合は、特定証券情報を作成し、あらかじめ公表するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 発行者情報の内容、様式及び公表の方法は、本所が定めることとします。
c 流通市場の機能及び株主の権利の尊重	<ul style="list-style-type: none"> 上場会社は、第三者割当による募集株式の割当て、株式分割等、M S C B 等の発行、買収防衛策の導入等を行うにあたっては、流通市場の機能及び株主の権利を尊重するものとします。 	
(6) 実効性確保手段	<ul style="list-style-type: none"> 本所は、上場会社に対して、特定上場特例その他の規則への遵守を確保するため、次の各号に掲げる措置を講じができるものとします。 <ol style="list-style-type: none"> 公表措置 改善報告書の提出 特別注意銘柄の指定 上場株券等の上場廃止 上場契約違約金 本所は、④の措置の検討を開始する場合には、その事実を投資者に周知させるため、当該上場株券等を監理銘柄に指定することができるものとします。 	

項目	内容	備考
(7) 上場廃止 a 担当S-A d v i s e rとの契約解約に伴う上場廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本所は、④の措置を講じる場合には、その事実を投資者に周知するため、当該措置を講じることを決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該上場株券等を整理銘柄に指定することができるものとします。 ・ 本所は、本所に対して上場会社と担当S-A d v i s e rとの契約の解約に係る通知が行われた場合、又は担当S-A d v i s e rがS-A d v i s e r資格の取消しを受けた場合若しくはS-A d v i s e r資格を喪失した場合であって、本所が必要と認めるときは、その事実を投資者に周知するため、直ちに、当該上場会社が発行する上場株券等を監理銘柄に指定するものとします。 ・ 本所は、上場会社が、本所が定める日までに担当S-A d v i s e rを確保できない場合には、当該上場会社が発行する上場株券等の上場を廃止することができるものとします。 ・ 本所は、上場廃止を決定した場合には、その事実を投資者に周知するため、直ちに、当該上場株券等を整理銘柄に指定するものとします。 ・ 本所は、上場廃止を決定した日から起算して11営業日目の日に、整理銘柄に指定した上場株券等の上場を廃止するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本所は、本所が必要と認める場合は、当該日より前の日を上場廃止日とすることができるものとします。

項目	内容	備考								
b 上場廃止申請 (8) 上場に関する料金	<ul style="list-style-type: none"> 上場会社は、上場株券等の上場廃止を申請することができるものとします。この場合、当該上場会社は、本所所定の「上場廃止申請書」を本所に提出するものとします。 上場会社は、以下の費用を本所に支払うものとします（全て消費税抜き）。 <table border="1"> <tr> <td>新規上場料※</td><td>250万円</td></tr> <tr> <td>年間上場料</td><td> 上場日の属する年を1年目として ① 1年目から5年目まで ··· 年間24万円 ② 6年目から10年目まで ··· 年間36万円 ③ 11年目以降 ··· 年間48万円 </td></tr> <tr> <td>新株発行等に伴う料金</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 1株当たりの発行価格に新たに上場する株式数を乗じて得た金額の万分の2 1株当たりの売出価格に売り出された株式数を乗じて得た金額の万分の1 </td></tr> <tr> <td>T D n e t 利用料</td><td>12万円</td></tr> </table> <p>※所定の条件に該当するとき一定額を差し引く（別紙のとおり）</p>	新規上場料※	250万円	年間上場料	上場日の属する年を1年目として ① 1年目から5年目まで ··· 年間24万円 ② 6年目から10年目まで ··· 年間36万円 ③ 11年目以降 ··· 年間48万円	新株発行等に伴う料金	<ul style="list-style-type: none"> 1株当たりの発行価格に新たに上場する株式数を乗じて得た金額の万分の2 1株当たりの売出価格に売り出された株式数を乗じて得た金額の万分の1 	T D n e t 利用料	12万円	
新規上場料※	250万円									
年間上場料	上場日の属する年を1年目として ① 1年目から5年目まで ··· 年間24万円 ② 6年目から10年目まで ··· 年間36万円 ③ 11年目以降 ··· 年間48万円									
新株発行等に伴う料金	<ul style="list-style-type: none"> 1株当たりの発行価格に新たに上場する株式数を乗じて得た金額の万分の2 1株当たりの売出価格に売り出された株式数を乗じて得た金額の万分の1 									
T D n e t 利用料	12万円									

項目	内容	備考
3．会員制度	<ul style="list-style-type: none"> 本所の会員が、S P F Mにおいて株券等の売買を行うことができるものとします。会員制度については、本所既存市場と同様とします。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な制度は、特定業務特例等により規定します。
4．売買制度	<ul style="list-style-type: none"> 株券等の売買制度は、原則本所既存市場と同様とします。 	<ul style="list-style-type: none"> 本所既存市場との主な相違点は、流動性プロバイダーを確保すること、信用取引・貸借取引を利用できないことです。
5．清算・決済制度	<ul style="list-style-type: none"> 清算・決済制度は、原則本所既存市場と同様とします。 	
6．受託契約準則関係	<ul style="list-style-type: none"> S P F Mの銘柄については、一般投資家による買付けを禁止します。 	
7．自主規制業務の委託	<ul style="list-style-type: none"> 自主規制業務の一部については、S – A d v i s e r に委託するものとします。 	
8．その他	<ul style="list-style-type: none"> その他所要の制度整備を行います。 	

III. 実施時期

関係先との調整が整い次第とします。

以上

【参考】

本資料において、特定投資家とは、「金融商品取引法第2条第31項」及び「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第23条」に定める者をいう。

新規上場料の額については以下のとおり定めるものとする（全て消費税抜き）。

	新規上場料の額
1. 上場時に資金調達を行わないとき	250万円
(1. のうち以下の条件※に該当するとき)	200万円
2. 上場時に資金調達を行うとき	200万円
(2. のうち以下の条件※に該当するとき)	150万円

※以下の「事業領域」から、

「年間売上」の50%以上 若しくは

「年間利益」の50%以上 を得ているか、

「年間投資額」の50%以上を当該事業に投じている場合。

(直近1年間のセクター別売上高、営業利益等を確認する)

1. 再生可能エネルギー・環境関連事業

	具体的な事業内容の例
①再生可能エネルギー関連事業	風力発電事業、太陽光発電事業、水力発電事業、地熱発電事業、バイオマス発電事業、上記に関する保守を行う事業など
②省エネルギー推進事業	省エネ設備の製造・導入を行う事業、省エネに関するコンサルティングを行う事業 など
③環境改善に資する事業	二酸化炭素の回収・貯留に関する事業、水処理設備の製造、設置及びそれに関する保守を行う事業 など
④環境配慮型製品・サービスに 関わる事業	水素の製造販売、SAF、EV、バッテリー（蓄電池）、環境配慮型建材、環境配慮型住宅、環境配慮型ビル及びこれらに関するサービス業 など
⑤リサイクルに関する事業	プラスチック・金属・紙などの再資源化を行う事業 など
⑥環境に関するコンサルティング事業	環境影響評価、環境経営コンサルティング、環境データ分析、環境報告支援 などに関する事業 など
⑦環境投資関連事業	環境スタートアップへの投資事業、環境ファイナンスへの支援事業 など

2. 農林水産業

具体的な事業内容の例	
① 耕種農業全般	米作農業、米作以外の穀作農業、野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）、果樹作農業、花き作農業、工芸農作物農業、ばれいしょ・かんしょ作農業、その他の耕種農業 など
② 畜産農業全般	酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業、畜産類似業、養蚕農業、その他の畜産農業
③ 農業サービス業	穀作サービス業、野菜作・果樹作サービス業、穀作、野菜作・果樹作以外の耕種サービス業、畜産サービス業（獣医業を除く）
④ 園芸サービス業	園芸サービス業
⑤ 林業	育林業、素材生産業、製薪炭業、その他の特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く）、育林サービス業、素材生産サービス業、山林種苗生産サービス業、その他の林業サービス業
⑥ 漁業・養殖業	底びき網漁業、まき網漁業、刺網漁業、釣・はえ縄漁業、定置網漁業、地びき網・船びき網漁業、採貝・採藻業、捕鯨業、その他の海面漁業、内水面漁業、魚類養殖業、貝類養殖業、藻類養殖業、真珠養殖業、種苗養殖業、その他の海面養殖業、内水面養殖業
⑦ 上記①～⑥にかかる製造業	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業、調味料製造業、砂糖・でんぷん糖類製造業、精穀・製粉業、パン・菓子製造業、動植物油脂製造業、その他の食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業（家具を除く）、家具・装備品製造業、 など

3. デジタルインフラ関連事業

具体的な事業内容の例	
① 生成AI関連	AI開発・提供、AI導入支援・カスタマイズ、AI教育・コンサルティング など
② 半導体生産	半導体設計・開発、半導体製造、半導体製造装置の製造、半導体材料の供給、半導体工場の運営・メンテナンス
③ データセンター関連事業	データセンターの建設・設計、データセンターの運用・管理、データセンターサービスの提供、データセンターにかかる環境対応、エネルギー管理 など

4. 宿泊業・飲食業

具体的な事業内容の例	
① 宿泊業	旅館、ホテル、簡易宿所、下宿、リゾートクラブ など
② 飲食業	食堂、レストラン（専門料理店を除く）、日本料理店、料亭、中華料理店、ラーメン店、焼肉店、その他の専門料理店、そば・うどん店、すし店、喫茶店、ハンバーガー店、お好み焼き・焼きそば・たこ焼店 など
③ 持ち帰り・配達飲食業	持ち帰り飲食サービス業・配達飲食サービス業、施設給食業

5. 上記1～4の事業に該当する企業に対する売上が「年間売上高の50%以上」である事業体

具体的な事業内容の例	
① 再生可能エネルギー・環境関連事業に該当する企業に対する売上が年間売上の50%以上の企業	再生可能エネルギー・環境関連事業を行う事業体に対し、製品の製造・販売、設備納入、建設、運送、サービスなどを提供する企業
② 農林水産業及び農林水産物にかかる製造を行う企業に対する売上が年間売上の50%以上の企業	農林水産業及び農林水産物にかかる製造を行う事業体に対し、製品の製造・販売、設備納入、建設、運送、サービスなどを提供する企業
③ デジタルインフラ関連事業に該当する企業に対する売上が年間売上の50%以上の企業	生成AI関連・半導体生産・データセンター関連事業を行う事業体に対し、製品の製造・販売、設備納入、建設、運送、サービスなどを提供する企業
④ 宿泊業・飲食業に該当する企業に対する売上が年間売上の50%以上の企業	宿泊業・飲食業・持ち帰り・配達飲食業を行う事業体に対し、製品の製造・販売、設備納入、建設、運送、サービスなどを提供する企業

以上